

## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号のロ、ハ 関連)

景観上重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備、保全に関する方針を次のとおり定め、良好な公共施設景観を保全、創出します。

また、景観法で定める景観重要公共施設の対象とならない公共施設については、景観重要公共施設に準ずる施設（以下、「準景観重要公共施設」という）として指定し、整備、保全に関する方針を次のとおり定め、良好な公共施設景観を保全、創出します。

### 1) 景観重要公共施設等の名称及び区間等

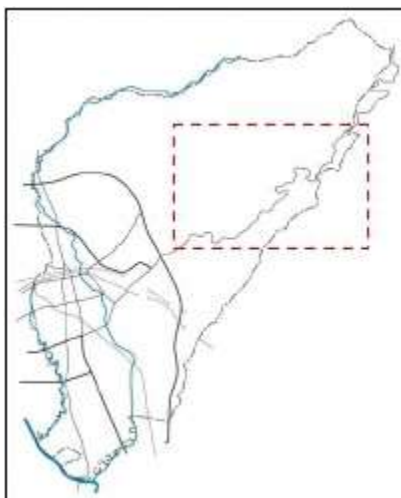
#### (1) 景観重要道路等

次の道路については、景観重要公共施設（景観重要道路）、準景観重要公共施設（準景観重要道路）として位置づけます。

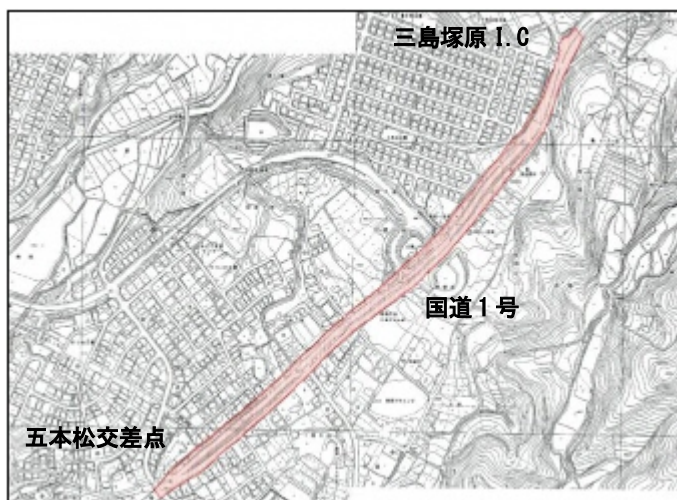
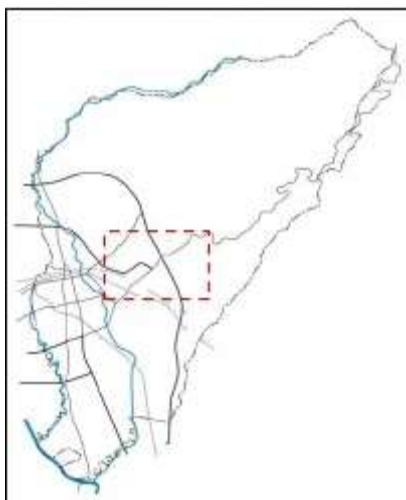
名称（管理者）		区間	延長	
箱根旧街道	西坂地区	景観重要道路 (三島市)	2 区間 ①笹原地区（一里塚を含む） ②白転坂地区	約 0.6km
		準景観重要道路 (三島市)	4 区間 ③願合寺地区 ④腰巻地区 ⑤浅間平地区 ⑥上長坂地区	約 1.4km
	国道 1 号 谷田地区	景観重要道路 (国)	五本松交差点～ 東駿河湾環状道路三島塚原 I.C	約 1.2km

※箱根旧街道(西坂)のうち①～⑥の区間及び錦田松並木が平成 16 年に国の史跡に指定されました。

#### ■景観重要道路等位置図（西坂地区）※但し国道 1 号横断部、接続部等は除く



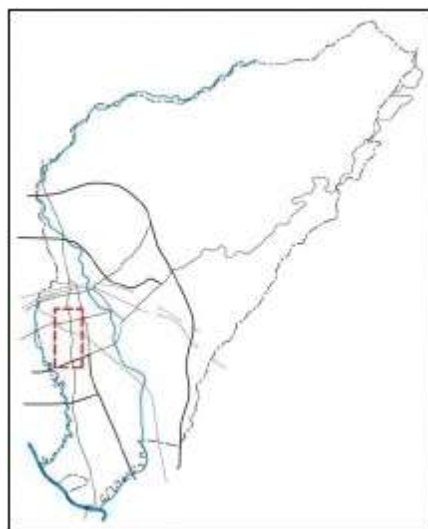
■景観重要道路位置図並びに区域図（国道1号谷田地区）



(2) 景観重要河川等

次の河川については、準景観重要公共施設（準景観重要河川）として位置づけます。

名称	区間	延長
源兵衛川	楽寿園南側いずみ橋～ 中郷温水池北側よしず橋	約 1.5km



## 2) 景観重要公共施設等の整備・保全に関する方針等

### (1) 景観重要道路等の整備・保全に関する方針等

#### ■箱根旧街道

江戸時代当初に整備された東海道のうち、箱根旧街道は伊豆と相模の国境、関所から三島宿までの3里9町の区間です。江戸時代の石畳が残るなど、歴史的な資産としての保存のため、その一部が平成16年に国史跡に指定されています。

また、富士山眺望に優れ、多くの詩歌が詠われています。

箱根旧街道の景観やこれと調和した周辺の歴史的、文化的な景観を適切に保全、創出するため、景観重要道路及び準景観重要道路の整備、改修に関する方針を、次のとおりとします。



#### <西坂地区>

##### ① 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・山中城跡や芝切地蔵堂、松並木など、歴史、文化資源との調和に配慮します。
- ・道路内への手すりや案内板などの工作物の設置にあたっては、歴史的、文化的な景観の創出に配慮し、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

##### ② 緑や眺望と調和する景観の保全・創出

- ・道路沿道の自然環境及び富士山、箱根などへの眺望景観との調和に配慮します。
- ・道路内への手すりや案内板などの工作物の設置にあたっては、周辺の自然環境との調和に配慮するとともに、富士山等への眺望景観を阻害しないよう、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

##### ③ 連続性のある美しい石畳景観の保全・創出

- ・道路舗装の改修の際には、既設の石畳と同タイプの敷石とするなど、連続性のある箱根旧街道の石畳の景観の保全に努めます。
- ・道路の除草や美化清掃など、適切な維持管理を推進し、美しい石畳景観の保全を図ります。



## <国道1号谷田地区>

### ① 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・松並木をはじめとした沿道の樹木の適切な維持管理を推進します。
- ・道路内への工作物の設置にあたっては、歴史的、文化的な景観の創出に努め、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ② 緑や眺望と調和する景観の保全・創出

- ・富士山、箱根西麓などへの眺望景観との調和に配慮します。
- ・道路内への工作物の設置にあたっては、松並木をはじめとした緑地空間との調和に努め、設置位置及び意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ③ 美しい道路景観の保全・創出

- ・初音ヶ原石畳遊歩道の舗装（歩道）の改修にあたっては、既設の石畳と同タイプの敷石とするなど、箱根旧街道の石畳の景観の保全に努めます。
- ・下り車線側歩道の新設・改修にあたっては、色彩、材質等に配慮し、松並木景観との調和に努めます。
- ・舗装（車道）の新設・改修にあたっては、沿道・周辺の歴史的、文化的景観との調和に配慮した意匠、色彩、材質となるよう努めます。
- ・街路樹などの適切な維持管理を推進し、美しい道路景観の保全を図ります。
- ・屋外広告物の適正な規制・誘導を行います。

### ④ 道路付属施設の整備に関する方針

- ・道路付属施設の色彩は、ダークブラウン【10YR2.0/1.0程度】とします（道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、道路の安全管理上やむを得ない場合を除く）。
- ・通常の維持管理行為等の小規模な改修にあたっては、上記は適用除外とします。ただし、路線景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時においては適用します。

## (2) 準景観重要河川の整備・保全に関する方針等

### ■源兵衛川

源兵衛川は、富士山からの伏流水が湧出する楽寿園内小浜池を水源として、三島市街地中心部を流れており、豊かな水と緑の景観を創出しています。

また、川沿いに散策路を配置し、沿川の宅地の庭など植栽も豊かで、三島石（溶岩）などの自然石を用いた素朴な親水空間は、人々に親しまれ、うるおいある生活環境を創出しています。



源兵衛川の景観を適切に保全するとともに、より美しい景観を創出するための準景観重要河川の整備、改修に関する方針を、次のとおりとします。

### ① 水と緑が豊かなせせらぎ景観の保全・創出

- ・源兵衛川の水質保全に努めるとともに、既存樹木などの緑や鳥、魚などが生息する自然環境の保全に配慮します。
- ・河川区域内の遊歩道や手すりなどの工作物の設置にあたっては、源兵衛川の河川景観との調和を図るよう、意匠、色彩、材質などに配慮します。

### ② 歴史と文化が香る景観の保全・創出

- ・川沿いの寺社、あるいは時の鐘などの歴史、文化資源との調和に配慮します。
- ・護岸石に溶岩ブロックを使用するなど、三島市の歴史や風土にあわせた整備を推進し、三島市らしい河川景観の創出に努めます。

### ③ 連続し統一感のある景観の保全・創出

- ・鎌倉古道や河川沿いの道路など周辺の公共施設と調和した一体的な景観の保全、創出に努め、周辺景観の向上を図ります。
- ・護岸改修や遊歩道設置にあたっては、既設区間との調和に配慮し、連続した景観の保全、創出に努めます。

## 3) 景観重要公共施設等の許可の基準

### (1) 景観重要道路の許可の基準

道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準は、次のとおりです。なお、地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のない工作物は、この限りではありません。

工作物の色彩等は、沿道の松並木など歴史的、文化的な景観との調和に配慮したものとする。

設置にあたっては、富士山、箱根西麓などへの眺望や周辺景観を阻害しないよう配慮すること。

### (2) 準景観重要河川の許可の基準

準景観重要河川内において、河川占用の許可を行う場合の基準は、次のとおりです。

規模、形状は、源兵衛川の護岸や緑などと調和し、歩行者から見て大き過ぎない規模、親しみのもてる形状やデザインとすること。

外観は、源兵衛川の護岸の溶岩や土、緑などの自然素材と調和する質感、色彩とすること。